府令

○内閣府令第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百五条の二第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転経歴情報の抹消） **第三十条の十六**　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法その他の法令の規定により市町村（特別区を含む。）の長（番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等であるものにあつては、出入国在留管理庁長官）に返納した場合は、この限りでない。 ２　［略］	（運転経歴情報の抹消） **第三十条の十六**　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） **第十九条**　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万五千八百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。 ２　［略］	（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） **第十九条**　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。 ２　［同上］